

ひとり親家庭のみなさんへ～児童扶養手当等のお知らせ～

●児童扶養手当の現況届について

児童扶養手当を受給されている方は、毎年「現況届」を提出する必要があります。提出期限は、8月31日（金）です。認定を受けている方（支給停止中の方も）は書類を送付しますので、必ず提出してください。

提出されない場合、8月分以降の手当が差し止められます。現況届を2年度分提出されない場合は、受給資格が喪失します。

なお、7月以降に新規申請された方は、今年の現況届の提出は必要ありません。

■児童扶養手当とは

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に支給される手当です。た

だし、請求者および同居家族の所得によって支給制限があります。

■支給月

- ・8月(4月～7月分) ・12月(8月～11月分)
- ・4月(12月～3月分)

※手当の支給開始は、申請書を提出した月の翌月分からとなります。

■支給額

毎年の消費物価指数の変動に応じて手当額が改定されるため、4月分から下表のとおりになりました。

【支給額】

	全部支給(月額)	一部支給(月額)
第1子	42,500円	42,490円～10,030円
第2子	10,040円	10,030円～ 5,020円
第3子以降	6,020円	6,010円～ 3,010円

●ひとり親家庭医療助成受給者証の

更新手続きについて

ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は、毎年、更新の手続きが必要です。手続き期限は、8月15日（水）です。受給されている方には書類を送付しますので、必ず手続きをしてください。

■ひとり親家庭医療費助成制度とは

母子家庭の母、父子家庭の父および児童が、医療保険により医療機関等で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。

■支給要件

- ・18歳以下の児童を養育しているひとり親。
- ・申請者が市内に住民登録されていること。
- ・申請者の平成29年分の所得税が非課税であること。

※扶養義務者と同居している方はその方にも所得制限があります。

※所得税が課税されている方でも、所得税法の一部改正（16歳未満の扶養控除廃止と特定扶養親族の範囲縮小）がないものとして計算した場合に非課税であれば受給できます。

■問い合わせ 福祉課 子育て支援担当（内線 175・179）

母子・父子・寡婦家庭のみなさん

お子さんの入進学に必要な資金計画はお済みですか？

大学や高校の入・進学時には、なにかとお金がかかるものです。

県では、母子・父子・寡婦家庭のお子さんの入・進学に必要な資金計画についてご相談に応じています。

母子・父子・寡婦福祉資金 貸付限度額の例

公立高校・自宅通学の場合

○修学資金 月額27,000円

※日本学生支援機構および他の公的機関からの奨学金の貸与を受けている方には、本資金貸付限度額までの差額分を貸し付けます。

○就学支度資金 15万円

■問い合わせ

山梨県中北保健福祉事務所 福祉課

☎055-237-1381

振込詐欺抑止電話装置の購入・設置費助成のご案内

市では、増加する振込詐欺等を未然に防止するため、特に被害を受けやすい高齢者がいる世帯を対象に、振込詐欺抑止電話装置購入・設置費を助成しています。

■使用方法

ご自宅の電話機回線に当該装置を接続して使用します。

※警備会社のセキュリティ、ガス会社のガス管理機器、安否確認情報機器等が接続されている場合には、この装置は接続できません。

※単身・同居は問いません。

■助成対象者 65歳以上の高齢者がいる世帯の方。

■申請・問い合わせ 産業観光課 商工労働担当（内線216）

電話局



■装置の取付け 市と協定を締結した事業者が行います。

■助成台数 20台（先着順）

※予定台数に達し次第締切

■助成金額 装置1台につき1万円

※個人負担3千円。1世帯につき1台に限る。

※個人負担3千円。1世帯につき1台に限る。